

介護保険サービス事業者(居宅介護支援)情報提供票

記入者氏名

事業所名	居宅介護支援センター月の船		介護予防サービス	<input checked="" type="radio"/> 有	<input type="radio"/> 無				
管理者名	福島 美枝子		開所年月日	平成26年 4 月1 日					
運営法人名	社会福祉法人あかぎ万葉		利用定員	人(契約可能人数)					
所在地	〒270-0135 流山市野々下1-292								
連絡先	TEL	04-7197-2122		FAX	04-7197-2667				
	メールアドレス			HPアドレス	http://www.akagimanyo.com/				
営業地域	流山市・野田市、柏市、松戸市								
営業日	月額から金曜日								
営業時間	月曜日 ~ 金曜日 8:30 ~ 17:30 曜日~ 曜日 : ~ :								
資質向上のための会議	平成30年4月1日~平成31年3月31日までに 12回実施								
資質向上のための内部研修	平成30年4月1日~平成31年3月31日までに 12回実施 延べ参加人員 28 人								
資質向上のための事業計画	■有 (計画の公表: <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 無								
各種マニュアルの作成	<input checked="" type="checkbox"/> 業務マニュアル <input checked="" type="checkbox"/> 事故防止・対策マニュアル <input type="checkbox"/> その他 <input checked="" type="checkbox"/> 苦情相談処理・対応マニュアル								
重要事項説明書の記載事項	<input checked="" type="checkbox"/> 事業の目的及び運営の方針 <input checked="" type="checkbox"/> 営業日及び営業時間 <input checked="" type="checkbox"/> 従業員の職種、員数及び職務の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 通常の実施地域 <input checked="" type="checkbox"/> サービスの内容 <input checked="" type="checkbox"/> 緊急時の対応方法 <input checked="" type="checkbox"/> サービスに係る利用料 <input checked="" type="checkbox"/> 相談・苦情の申立て <input checked="" type="checkbox"/> その他の費用の額 <input type="checkbox"/>								
契約書の締結	■有 <input type="checkbox"/> 無		損害賠償保険の加入	■有 <input type="checkbox"/> 無					
苦情相談担当者の設置	■有 [担当者氏名 高野 明子] <input type="checkbox"/>								
利用者数(契約者数)	事業対象者	要:援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
	人	8人	11人	19人	10人	11人	6人	4人	69人
介護支援専門員の配置状況	常勤	2人		専従(非常勤)	人		(うち、主任介護支援専門員 1 人)		
	兼務	1人		兼務(非常勤)	人				
特定事業所加算取得状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		特定事業所加算		<input type="checkbox"/> I <input type="checkbox"/> II <input type="checkbox"/> III <input type="checkbox"/> IV				
事業所ニュース等の発行	事業所作成	2回		法人作成	1回		利用者向けパンフレット	■有 <input type="checkbox"/> 無	
事業所の特徴	要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことが出来るように援助を行う。 2. 事業所の専門員は利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行う。 3. 事業所の専門員は指定居宅介護支援の提供に当たっては利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類また特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に努める。								